

議案第20号

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年3月1日提出

**平成29年3月1日可決**

藤岡市長 新井利明

記

1 譲与する財産

(1) 建物

| 名称               | 所在地           | 構造      | 床面積 (㎡) |
|------------------|---------------|---------|---------|
| 根際コミュニティ<br>センター | 浄法寺1817<br>番地 | 木造瓦葺平屋建 | 169.57  |

(2) その他

(1) に付随する工作物及び物品一式

2 譲与の時期 平成29年4月1日

3 譲与の相手方 住所 藤岡市浄法寺1817番地

氏名 根際自治会

会長 塚本 仁